である（ＩＦＲＳ18号121項～123項）（前頁開示例53）。

キャッシュ・フロー計算書においてはＩＦＲＳ18号の適用により、間接法により営業活動によるキャッシュ・フローを報告する際の開始点として営業利益の小計を使用するように変更されている（ＩＡＳ７号18項(b)）（前頁開示例54）。

＊

第３章

収益・当期利益ともに増加傾向 調整表に関する開示分析

【この章のエッセンス】

●ＩＦＲＳ適用により、日本基準より当期利益が増加した企業の割合は73％で減少した企業の割合は27％だった。

●同、収益が増加した企業は27％で減少した企業は18％、総資産が増加した企業の割合は91％、減少した企業の割合は９％、純資産が増加した企業の割合は55％、減少した企業の割合は45％だった。

調整表の表示

ＩＦＲＳ会計基準の初度適用企業は、従前の会計原則からＩＦＲＳ会計基準への移行が、報告された財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローにどのように影響したのかの説明が要求されている（ＩＦＲＳ１号「国際財務報告基準の初度適用」23項）。そのため、最初のＩＦＲＳ財務諸表において、従前の会計原則に従って報告された資本および包括利益合計からＩＦＲＳ会計基準に準拠したものへの調整表を開示しなければならない（ＩＦＲＳ１号24項）。当該調整表は、利用者が財政状態計算書および包括利益計算書に対する重要な修正を理解できるようにするのに十分な詳細を示さなければならず、キャッシュ・フロー計算書に対する重要な修正の説明の開示も要求されている（ＩＦＲＳ１号25項）。

前回分析後新たにＩＦＲＳ会計基準を新規に適用した企業は17社であるが、このうち６社は上場以前からＩＦＲＳ会計基準を適用していた企業の新規上場等であり、有価証券報告書等には初度適用の開示がない。以下はこれらの初度適用の開示がない６社を除いた11社の調整表の説明方法をまとめたものである。11社の内訳は、既上場会社で日本基準からＩＦＲＳ会計基準に変更した企業は10社、ＩＦＲＳ会計基準を適用して新規上場した企業は１社であった。

なお、移行日の財政状態計算書および比較年度の包括利益計算書を分析対象としている。

財政状態計算書および包括利益計算書の各項目の調整表は全社開示（前回分析でも全社）しているが、当該調整表の説明として、11社すべての企業が利益剰余金の調整内容についてのみ定量的な説明を行い、他の項目については定性的な説明のみを行っていた（前回分析もすべての企